

取扱注意

資料 6

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
附 則 1～14 略	附 則 1～14 略 <u>(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免の特例)</u> 15 第25条第2項の規定にかかわらず、 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に伴い納期限前7日までに同項に規定する申請書を提出することができないことにつき市長がやむを得ない事情があると認めた場合における同項に規定する申請期限については、市長が別に定める。</u>